

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（派遣元）に雇用され、派遣労働者として、D会社E工場（派遣先）において、椅子の加工・組立作業に従事していた。

請求人によれば、上記作業に従事し始めたころ、両手指に痛みが出現し、その後も、痛みが継続して続き、しびれも生じるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、F整形外科に受診し「右手根管症、右第2・3・4指腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) まず、請求人の傷病に係る医師の見解をみると、請求人を診療したG医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の自覚症状及び検査所見（正中神経における神経伝導速度遅延）から請求人に発症した傷病を本件疾病と診断したと述べている。また、H医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、G医師の診断を首肯している。

当審査会としても、請求人に認められた症状及び検査所見に鑑み、両医師の意見は妥当であり、請求人に発症した傷病は本件疾病であると認める。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に照らして本件について検討する。

(3) 請求人の従事した業務内容についてみると、決定書理由第2の2の(2)のア及びイに説示するとおり、請求人の行った作業は、「上肢の反復動作の多い作業」に該当するものの、その作業従事期間は約2か月間であり、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月程度以上をいう。）には満たないものであり、また時間外労働の増加や休日出勤も認められないことから、短期間において集中的に過重な業務に従事したとも認められない。以上のことから、当審査会としても、上記決定書に説示するとおり、認定要件の「発症前に過重な業務に就労したこと」との要件は満たしていないものと判断する。

(4) 本件疾病と業務の関連について、本件に係る医師の見解をみると、G医師は要旨、「一般的に男性の手根管症候群は労務によることが多く、(請求人の)仕事は手を使うものであり、労務によるものと考え。」と述べ、請求人の本件疾病と業務との因果関係を肯定的にとらえている。一方、H医師は、要旨、「請求人の行った業務の量や内容からみて、短期間で手根管の正中神経の絞扼障害が完成することは考えにくく、本件疾病と業務との間に因果関係は少ないといえる。」と述べている。

当審査会としても、医学的にみて一般に請求人の従事した程度の業務が本件疾病を発症するに足る過度の手の使用に相当するとは考えにくいことに鑑み、H医師の意見は妥当であり、本件疾病と業務に相当因果関係があるとは認め難いと判断する。

(5) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の要件を満たしておらず業務上の事由によるものであるとは認められない。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。